

吉野川の歴史(その8)

——吉野川の治水に導入された労働量——

徳島大学 正会員 澤田 健吉

History of Yoshino River (Part VIII)

——Man Power Consumed in River Works——

by Kenkichi Sawada

概 要

吉野川の歴史というテーマでいろいろな視点から考察を重ねてきたが、今回は労働量の面から吉野川を見ることにした。川を治めるのに厳しい労働があったのは、抽象的な表現ではいろいろ言われているが、定量的に表現されたものを見るのは容易ではない。

考察の基礎になるデータは明治の始めに実施された一種の国勢調査の結果と言える郡村誌で、これから堤防の断面形状が計算出来、これとその地点の自然条件の関係、また堤防築造土量の計算結果と社会的自然的条件の関係などを検討した。

次の資料は第一の支川鮎喰川の浚渫の記録で、これから普請に動員される労働力の配分における争点と慣例を知ることが出来る。第十堰は吉野川第一の河川施設だが、この場合は幕末期に藩から出た維持費の補助、明治になってからの地元負担の高低の関係が検討出来るにとどまっている。その他近接する勝浦川の浚渫普請の人夫割り付け帳などがあり、割り付けの慣例がわかる。

別の考察としては、やや強引だが今日のデータから推定した米作と土工の歩掛を尺度として、農耕作業と川普請の負担の大小の比較を試み、後者の影響の大きさをみた。〔河川・施工・近世〕

1. 序 論

吉野川の歴史というテーマで、いろいろな視点から考察を重ねてきたが、今回は吉野川の形を作った農民の労働量という面から吉野川を見ることにした。厳しい労働があったことは、抽象的な表現ではいろいろ言われているが、定量的に表現された資料を読むのは容易でない。

勿論こういう試みの結論に、一般性のある完全なものを期待することは出来ないが、特定の大規模特殊構造物を製作年代順に並べて技術の進歩を確かめるようなもの、又特定の偉大な指導者の経歴を述べ人間性の指針とするようなもの、このような従来の土木の歴史記述の方法論から離れた別の立場を目指す試みは、避けられない興味を抱かせるテーマといえる。

このように歴史の方法論を三つに分けることは、

歴史学の分野では農民の意識の変化を基礎において歴史の流れを理解するような方法で書かれた文献を読むことが出来るにしても、ここではなおその可能性を問題にしなければならない。比較参考にすべき資料が少なく時間的・場所的に繋がりのあるものに出来ない問題である。すなわちある地方ある時代で、事態がこのような展開していたと言うだけで、全体的一般的なものに拡張出来る保証はない。

あるテーマの問題をある場所ある時代の話として記述するケーススタディ的方法は、我々には馴染み難い。しかし地方の歴史・民間の歴史と言う問題の性質上やむをえず、これが歴史記述の方法論として如何なる吟味を受けているか理解しえない点はあるが、ここではこれを取り入れてみた。

繰り返すと、ある一つの断面でなんらかのことが言えるなら、全体としても大差ないことが結論出来

るであろう、と言うことになる。ただその前提として、人間の行なうこと、限られた範囲内のこと、これらを略に含んでいることとなる。完全な歴史の記述という目標に至る過程にあって、資料の蓄積という線に乗っていることで意味が認められると考えてみた。

2. 郡村誌

本論での考察の基礎になるデータが載っているのは、明治の始めに実施された一種の国勢調査の結果と言える郡村誌で、各郡ごとに纏められている冊子である。しかし残念ながら全県にわたってすべての郡のものは残っていない。今検討の対象にしようとしている吉野川下流地域でも、板野郡と麻植郡のすべてと名東郡の一部が残っているだけで、徳島市と名西郡および阿波郡の冊子はない。

ここには各種の民生の資料が収録されているが、その中で我々にとって興味のあるのは、河川堤防の現況で、各村ごとの堤防の俗称と馬踏・底敷・高さ・長さの記述である。これから堤防の断面形状が計算出来これとその地点の自然条件の関係、また堤防築造に要した土量が計算出来これと社会的・自然的条件の関係などを検討することが可能になる。

計算の結果は既に別の場所に発表してあるが¹⁾、断面形状のテーマに関して河川ごとにその特徴を纏めると、次のようになる。

吉野川本流の堤防；麻植郡まで遡上した地点は古くから開発が進んでいて、沖積層もさほど厚くなく社会的にも自然的にも条件の整っていると言えるそのため、それなりに現在の堤防と余り変わらない大きさの断面形のものが出来ている。

別宮川の堤防；現在の吉野川の下流部の堤高はかなり低くなっている。地盤条件の悪さが理由になると考えられ、さらに藍作の中心地であったため意識的に手を入れてなかったと言う通説も考慮しておかねばならない。

旧吉野川の堤防；同じ吉野川下流でも別宮川のより大きな断面で、特に北岸は大きい。古くから開発が進んでいた場所を流れているので社会的条件の影響が考えられる。

干拓地の堤防；高さは前の二つと同じ程度だがのり面の勾配は急である。地盤条件からみれば逆の感

じがするが、そこに暮らす人達の貧しさを表わしていると考えた。干拓堤のため高さを確保することが必須の条件なら勾配が制約を受けるのは仕方がない。

支川の堤防；当然のこととは言え作られた場所の環境条件に依り断面形に大きなちがひがある。徳島の町を直接まもる鮎喰川の堤防や霊山寺と大麻比古神社のある坂東谷川の堤防が大きいのはわかるような気がする。

土工量のテーマに関しては330万 m^3 と計算された堤防土量と4.7万石と計算された貢租の量とをからめて考えてみた。ただし郡村誌の記述だけでは詳細は分からないので、貢租と言っても米と麦を単純に加算するようなことをした。こうすると板野郡と麻植郡の東西40kmの下流平野は、東から地形的に干拓地・氾濫原・扇端部・後背湿地の4地区に分けられ、それぞれの特徴は次のように表現出来る。

干拓地；堤防土量は多くても貢租は少なく、土地条件の悪さを物語っていて、労力の消耗の激しさを知ることが出来る。

氾濫原；洪水に晒される危険はあるが土地は肥えていて、余り手を加えなくても多くの収穫が期待出来る場所であるのを知ることが出来る。

扇端部；全体的に見て土量も貢租も平均的だと思える場所で、いわゆる古田と称する昔から開発の進んでいる条件のよい場所と判断出来る。

後背湿地；河川の付け替えを行なっているので、堤防断面が大きく土量も多くなるがそれなりの貢租も期待され、今日の流域の姿の原型が想像出来る。

次の考察は、今見てきた土量の普請が地元負担として大きいと見るべきか否か、別の資料を検討し評価することになる。農村の労働力の規模に対してなんらかの考察をしてみること、計算の過程で出て来た330万 m^3 の土量と、4.7万石の貢租を、土木工事と言う歩掛の概念で結び付けることを試みた。ここでは1 m^3 当たり1人、1石当たり10人の値を使うことになるが、前者はまだ良いとしても、後者に関しては値そのものの精度もさることながら歩掛りという概念自体も使い慣れないものである。

郡村誌のデータをこのように形式的に扱うのは問題かもしれないが、唯一のデータのため、これに依って以下の検討を続けることにする。しかしここはひとまず上述の考察にしたがって、堤防建設の努力の

結果は自然的・社会的条件が絡み合って意外と複雑な諸相を演出しているのを認識しておくことにする。

3. 歩 掛

前項にあげた土工量と農作業量の歩掛りの評価を今一度考えてみたい。次項以下比較の基準として挙げる普請の諸例を全体的な大きさを見るマクロなスケールの評価であるとするなら、これは労働の単位を通して見るミクロなスケールの評価となる。最初は堤防を作る土工に関するものである。

ここではまず現在の人力土工の立場で、一般的な歩掛表として手もとにある道路協会の道路土工指針の表を使ってみた。道路土工の為のものがこれを適用しても大きな違いはないと考えたからである。この表から掘削・運搬・締め固めの一連の作業の歩掛としてどの条件の値を組み合わせばよいか判断を強いられるが、ここでは人力掘削歩掛表から礫混じり土の床堀の0.5人を、人力による積み込み埋めもどし歩掛表は評価が難しいが一応0.1人を、一輪車または二輪車による人力運搬の歩掛表から運搬距離50～100mの0.28人を、切り土のり面人力整形歩掛表から礫混じり土の土工の0.22人の組み合わせが一番現場の条件に近いと判断した。これらをたし合わせると m^3 当たり1.1人という値がでる。

後で使う資料の中に見られる値に、1坪（1間角で約 $6m^2$ ）数人ぐらいのものがあるし、その他の所の溜め池の新築修復の目論見書²⁾にも310程度の数値が見られる。2項では一応感覚的に1人としてみたが、ここでは別の資料から確認を取ったことになる。

農作業に関しては通常このような考え方がないので批判が出ると思うが、明暦3年（1657）、延宝4年（1676）の加賀藩の農事調査と言われる高100石の水田耕作の内容とされる次の表³⁾を使い、一つの試みとしてあえて数値を出してみた。

ここで、1人8反の田を耕作するのが標準であるとする明暦3年の粗放型農作のデータに基づき1反当たりの収穫高を1.2石、さらに耕作期間を6月から10月までの150日とすると、 $150/8 \times 1.2 = 16$ すなわち1石当たり16人となる。時代がすすみさらに集約型の農作になると、この値は小さくなる。

又同じ頃の調査として、水田1反当たりの必要労働量は28.33人という値があり、これによると $28.5/1.2 =$

23.8すなわち24人となる。これらが古い時代の資料を使った大きな値だとすれば、別の新しい資料を使って次のように見直すことも出来る。

表－1 近世の農家の経営の例

農業型	年 代	経 費	労 力	馬
粗放型 8町	明暦3年	71.8石	男 8人 女 4	4匹
	延宝4		男女 6.5 草刈 2 下女 3	3.4
集約型 5.8	明暦3	56.4	男 6 女 3	3
	延宝4		男 7.2 女 4.5	2.2

昭和の時代に入ってからのものであるが、農民が水田の耕作に費やす労働量を示す次の表⁴⁾がある。これもまた極端に過ぎるが止むをえない。これによると10a（1反）の土地の耕作に150～200時間程度必要になるのが分かる。昭和26年になると作業の中に機械化された部分が出て来るが、表から分かるようにこの時代ではまだ収穫時の僅かな時間で、総計200時間に比し非常に小さい。したがって藩政末期の人力の耕作歩係を検討するのに影響はないと判断した。

表－2 昭和の米作の労働時間

年 度	収 量	労働時間	動力使用
昭和26年	357 kg	200.7 hr	3.5 hr
35	452	172.9	7.6
43	497	132.7	18.1

さらに同一の文献の次の項に、昭和10年前後の10a当たりの労働口数は20口程度とあるので、1日10時間とし、10a当たりの収穫量はこの時代に急速にのびているので一番小さな375kgをとり玄米に換算して2石とすると、歩掛10人程度の値が得られる。農業の経費として馬匹・種子・肥料などの費目があるが、本論での検討にはこれ等を考慮する必要はない。

これに依り、非常に大まかな判断だが、堤防築造と農作業の労働量の比 $330/47 = 7$ という数値を再検討出来ることになる。堤防の工事量が農作業量の7年分に当たることを示しているわけで、想像以上に大きいと思われる。堤防がこのような形になるまで

に費やした年月や、洪水で堤防が破壊され手戻りになる程度によってこの大きさの評価も違うわけだが、いまのところこれ以上定量的に検討するだけのデータはない。

4. 蛙子池

以下の項ではいろいろな普請の例を紹介し、いかなる負担で普請が行なわれたかの規模の概観を掴み、吉野川の堤防築造の結果を評価する手段としてみたい。

最初は、直接吉野川には関係ないが、資料としての首尾頭末や農業用の溜め池という仕事の性質としてもよく纏まっている例として、瀬戸内海の小豆島の蛙子池の普請を挙げてみたい。現在堤長 252.3 m 堤高 14.4 m 貯水量 60 万 t になっているが、当然最初はそれほど大きくない。貞享 2 年(1682)から 3 年をかけて多数の労力と資材を投じて肥土山村・淵崎村・上庄村の 3 ケ村の協力のもと完成したものである。しかし改築の途中は決して安易なものではなく、堤体の嵩上げ、樋管の改築、洪水被害の復旧に次々と負担を重ねている。このいきさは三木寿編集・小豆島土庄町肥土山蛙子池土地改良区発行の蛙子池関係文書に見ることが出来る。

次にこの中から明治以前の目付のある文書、それも 27 件あるのでイベントごとに纏めて、人足の数を中心に簡単に紹介することにする。最初は天和 3 年(1683)に、合計 320 石の水田を持った村 7,672 人の人足を出して堤体を作るから、樋管は公儀でという要求から始まっている。元禄 10 年(1696)には肥土山村単独の要求がある。元禄 4 年(1691)には人足 6,952 人を出すことで堤体の嵩上げと樋管の改築の要求を出している。最終的にこれは銀 2 貫 949 匁で請負いに出している。

元禄 14 年(1700)にもおなじく堤体の補強と樋管の改築を人足 3,000 人を出すことで要求している。18 年前に作った樋管が痛んだこと、これに依り 800 石が保証される事を強調している。これに対して銀 371 匁、人足扶持米 12 石 9 斗 5 合が支給されている。逆算すると人足は 2,000 人に査定されたことになる。元禄 17 年(1704)には 357 匁で請負いに出た普請がある。

補強工事には終わりがなく、宝永 6 年(1709)にも人足 7,950 人の要求があり、遅れて享保 6 年(1721)銀 1 貫 375 匁で請負いに出ている。寛延 4 年(1751)

に元禄時代の普請の改築の要求として、6 貫 875 匁の要求が出ている。この始末が如何についたか、宝暦 12 年(1762)の文書があって 2,900 人分に対して扶持米などが出ているが、要求との差が大きくて関連のあるのかよくわからない。

天明 2 年(1781)には洪水による破堤の修理が行なわれている。必要人足 15,957 人に対し、757 人は 100 石に対し 50 人当りの村役、同じく 757 人は扶持米、14,443 人は賃米人足との決定がなされている。なおこの普請は失敗し、翌年またほとんど同じ規模の普請が行なわれ、さすがに速やかな対応が見られる。享和元年(1801)7 月における樋管の伏替の計画では銀 25 貫 900 匁という値が出ている。また同年の 12 月にはあわせて 1,529 石という蛙子池普請帳の纏めが残っている。

これだけの人足が、田高総計 567 石、398 反の池掛り三村にどれだけの負担になるか、決め付けることは難しい。文書の中で確認は出来ないが、建設の始めの段階で 3 年間に 320 石に対し 7,672 人という比率の見積りに、農民が負担に耐え兼ねている様子が言い伝えとして残っている。後の項の勝浦川の例などを参考にすると、この辺りが負担の一つの限界と見る事が出来る。

さらに文書から見る限りこのような負担は、むしろ宝永以後の後半すなわち享保・宝暦の改築の時の要求と請負額の差や、天明の洪水の被害の復旧の時の動員人夫の数からみて、より厳しく感じられる。讃岐の国から手伝が入ったように書いてあるが、もっともな事と思われる。いずれにしろ以下のデータを見る場合、これは負担の極端の例として記憶して置きたいものになる。

5. 鮎喰川

次は吉野川の第一の支川鮎喰川の浚渫とその土砂を使って行なった腹付け工事の例である。村相互で、その工事は慣例的に自分達には関係無いもので普請を負担する必要はないこと。また自分たち単独では完成が不可能であるから実情を考え負担をする必要があることを言い張って譲らず、着工に漕ぎ付けるまでに長い日時がかかっている。

この間のいきさは、国府町史資料第六水利土木の項に、文化 5 年(1808)の勧農普請の紛議、文政 9

年(1826)の紛議行着申渡及受書により知ることが出来る。前者はしきたりを盾にしてなかなか決着が着かないこと。後者は藩の裁定とそれに対する承認を届けたものである。徳島藩としては、直接城下町を守る位置にある堤防だけに、熱心にならざるを得なかったことが考えられる。

いよいよ普請に着工してからの記録としては、天保9年(1838)の堤防修覆にある長さ409間の堤置上と13間の腹崩れの手当、天保10年(1839)の人夫扶持方にある合計53,905人の人夫に対する人夫扶持方と借用金の計画、弘化5年(1848)の鮎喰川浚費用にある148,571人と銀183貫562匁の精算、嘉永元年(1848)の鮎喰川普請御用人にある御手伝10,000人余りと裁判役の書き出しなどがある。

なおここで興味のあるのは計画と精算の間の大きな差であるが、同一の普請である事が資料的にはっきりしているので、逆に計画と精算の間にこれだけの差のあり得る事を示す例になっている。また諸役の書き出しを命じた文書があるが、例えば普請を監督する立場にある巡察係の役割について、明治35年高知県の仁淀川で地元春野町広岡中の青年門田益穂が我が家の事として緊張してその役を努めた様子が、門田家に伝わる彼の日記から知ることが出来、当時の普請の様子を想像する上で参考になる。

対象となる区間にどれだけの人口ないし経済力があつたか明確な推定は出来ないが、徳島県経済年表にある明治23年の名東郡の米の作付け面積3,850町から石高35,800石、当然実際はもう少し大きいのだが、を求め例えば勝浦川の場合の人数と石高の比と比較してみると、負担の程度に大きな差のことがわかる。

この時期はまだ藍作が伸びていた時期だけに、水田面積が増えていたとは思われず、非常に楽に行ない得た普請の例となる。こんなところが蓬庵堤と藩主の名のついている堤防を感じさせる。文書の最後に出て来る御礼の言葉はあながち御世辞ではなく、本念であるような気もする。

しかし注意しなければならないのは、慶応2年(1866)に行なわれたとして工事記念碑までである工事との関係である。別のものとすればその普請時期の近さは問題にしなければならない。現在残っている堤防の原型がこの慶応の工事の時のものであるとす

るならば、上記の文書で、工事が完全なので洪水の時も安心しておれると書いた安心の程度、当時どの程度の工事をしたかという工事のレベルは問題になって来る。

6. 勝浦川

次の資料は県立図書館所蔵の呉郷文庫の中にある天保9年(1838)の日付の勝浦川浚御手伝人夫割付帳である。吉野川のすぐ南で徳島市内を流れて海に注ぐ勝浦川の浚渫工事で192,713人の人夫が動員されている。資料の特徴は、人数の多さもさることながら、各村々に割り当てられた人数の算定根拠に立地条件を入れているのが分かる点にある。

すなわち、勝浦郡20ヶ村の惣高22,000石に対して10石につき87人を基礎にして、その中で直接勝浦川と関係しない山手の村には3割かたしか負担を強いず、足りない分を川添いの村に追加付加していく方法を取っている。そうしてこの人数の半数を初年度に、残りを5年に分割している。更に初年度分95,356人のうち43,360、23,000、30,996人のそれぞれを藩扶持・村役・借入れに振り分けている。

これが全体としての計算で、資料には以下各村々の切割付けが示されている。この場合でも村全体を一樣には扱わず、水難のある場所ない場所を区別して細かく評価している。このような分割評価が事前の慣例として既に出来上がっていたのか否か分からぬが、7割の免除はかなり大胆な値を打ち出していると思われる。

いずれにしてもこれらの例は動員規模において似たようなものだが、負担の基礎はかなり違うと言わねばならない。扶持米は、必ずしも普請の都度現物または賃金で支払われたものでもなく扶持米は貢租の内納に充てることを原則としたようで、と言われるように、更にこの扶持の程度は国ことまちまちで比較の困難な、不安定なものである。したがって働いた農民はなんらかの名目で賃金を得ているとしても10石に対して87人という人数は、歩掛の項で述べたように1年間の米作りに必要とする労働量に匹敵するだけに、負担は大きいと思われる。

7. 第十一堰

吉野川本流で行なった工事の古い纏まった資料は

まだ見る機会がなく、第十堰の改築に係わるものが唯一である。吉野川の流れは始め堰に斜めに当たっていたが、次第に向きがかわりこれを直撃するようになり、洪水の度に堰を破損すると同時に旧吉野川への水の取り入れが困難になって来たため、本流に導流堤を設けた時のものである。文久年間(1861-64)工事用費用として藩から100石、地元から10反当たり2升、時期的にはずれるが明治13年の第十井組懸反別1,718町により換算すると344石になる値だが、が出ている。

確かに鮎喰川の工事の扶持米の何分の一にしかない少ないものだが、しかし此の時はこれだけの補助があったわけである。しかし明治時代になると事情が違って来る。松茂町史に明治11年の第十堰修善費について嘆願という資料が孫引されていて、“第十堰は旧藩巴米井組五十八ヶ村浦新田に係わる用水堰にして、その修繕費も該村浦新田より、反に付二升の与内米と称し代価を官納、又官よりも百石宛て年々支給されていたのが、今度二等川渡費金を井組村で負担する様官令あり、井組村にては井堰修繕金すら出来ない現状、まして今度の要請は到底資力の及ばぬ事故、将来該処工事に係わる百般の事も官の保護を嘆願するものである。”とある。

文久の時と明治の時と100石とか2升とかいう数値が似ていて紛らわしいが、いずれも間違いない事実とすると、それなりの意味を感じ取ることが出来る。名目はいか様であれ、ある程度の補助は決まって受けていたこととなる。これが習慣となっていて、いわゆる松方デフレと言われる時代になって打ち切られた時問題になる。デレーケの吉野川検査報告書がちょうどこの頃出ているが、彼は年々の第十堰の維持費1,800円は無駄であると言っている。

米価の変遷史を参考にすると、この値は丁度400石程度の量になり、古文書の値と整合性が取れている。したがって前に述べた第十井組懸反別1,718町から20,000石の収穫を想像すると400石はいくらか小さいようだが、今までの実例とは違ったなにか社会的な意識を含んだ、一つの基準になるかもしれない。

8. 藍 作

吉野川の治水というと、これまで常に藍作との関係が言われて来たので、藍作に対する労力との関係

の検討も必要な一項になる。藍の作付け面積の規模は寛政から安政時代にかけて7,000町歩の段階に達し、明治17年に10,000町歩を越し、13,000町歩の時代が30年代の前半まで続いている。その後、化学染料に押されて急激に減少していったことは承知の通りである。

今郡村誌の検討で取り上げている各郡の、明治23年(上段)33年(下段)の米・麦・藍の作付け面積(町)は徳島経済年表によると次の通りである。

表-3 明治の米・麦・藍の作付面積

	米	麦	藍
名 東 郡	3,580 2,684	2,592 3,283	1,318 1,478
板 野 郡	4,417 4,861	5,754 7,291	3,682 3,391
麻 植 郡	953 1,330	2,928 2,981	1,646 1,831
全 県	26,020 28,105	32,647 37,077	12,963 14,729

元々藍は台風襲来期までに収穫されるものであり、麦と陸稲との間作に栽培するので、土地利用という面では表の値には重複があるはずである。したがって農民の動き、堤防工事への出役の可能性を知るうえで、この一毛作二毛作の議論にも注意しなければならない。この点に関しては、羽山久男の論文⁵⁾に参考になる図が載っている。

藍作の凋落後この中心地は、幸い吉野川本流の改修工事の完成と期を同じくしていたため⁶⁾、大規模な用水施設が相次いで完成し、急激に水田へと転換していった。しかしその後でもかつての藍作地帯では二毛田率が高い値を保っているようで、過去の畑作指向という土地利用の形態は容易には消し得ないことがわかる。したがって藍作の必然制、農民の労働力の指向、などの経済的条件と自然的条件の相関を感じさせ、興味深いことになる。

藍作に関する論文もいろいろあるが、多くは藍による資本の蓄積という経済史の問題であり、生藍の作付けに関するものがあっても買付け範囲の広がりの変化に関するもので⁷⁾、労働量に関するものは数がない。

三木与吉郎の編集した“阿波藍譜”に一反歩収支

計算という項がある。その中に男女それぞれの労働日数、賃金、収入比のそれぞれを次のように計算したものがあつた。ただし収入比の1.6とは、種子・肥料・労銀などの支出と売り値としての収入の差である利益と支出の中の労銀の和を労働日数で割って得た1日当たりの所得を、賃金で割った値である。農民の生活を描写した食べるだけという表現が真実のものなら、この時の収入比は1.0になるから、藍を作ることは農民にもそれだけの残りのあるものであつたことになる。

表-4 藍作の反当収入

	日 数	賃 (銭)	収 入 比
男	20.5	35	1.66
女	23.5	25	1.60

9. 結 論

河川工事において農民はこのように働いていた、と思える資料を求めてみた。もちろんその中で、水争いを書いた文献に見られる様な不平不満を考慮していたら手に余ることになるのだが、一応たてまえても書いてみたいと思った。この結果を見ると、あまり大きな工事はなくてもそれなりに労力は注ぎ込まれていたと判断しても良さそうである。

もっとも堤防は部分的に存在するものであって、現在見られる様な統一した理論のある連続した堂々たるものではない。それは単なる政治的・経済的な理由だけによるものではなく、今まで別の論文で指摘して来た通り、例えば水衝部にだけ必要であるとする様な技術・意識・判断のレベルに対応するものであったとも思う方が良い。

これらの全体を含めて実績を見ると、大きな仕事をしてきたとする評価の落ちる場合があるかもしれないが、現在のものばかりを基準にして判断してはならない。またよその河川の実情を見きわめてから結論を出さなければならない問題でもある。この種の治水利水の記録は郷土史というものの性格からしてえてして自分本位になり、自分の所の様子を書き立てて他との比較がおろそかになるような気がする。したがって我々はこれらの中になんらかの共通項を見出し比較の手段にしてみる必要がある。本論で試みたように、人夫の負担程度を考えるのもその一つ

と見ればよい。

藍作の為を考えてなんら積極的に対策を立てなかつたと言う非難とは反対に、“聞く維新の前に在りて四国三郎すなわち阿波吉野川は藩主蜂須賀侯大いに見る所在り、命じて堅く築堤を禁じ置きたり”明治の始めに西師意が彼の治水論の中で言っている様な解釈もないではない。

何も作らなかつたと言う事実に見識・技術を認めた意見である。過去の実態を良い方に評価する考え方ではあるが、現在では意見としては通り難いのではないだろうか。最近特に議論のある技術の本質を考えるきっかけとするのには有益な資料だが、この場合当時それだけの積極的な意見を持って治水利水に当たっていたとは思えない。性急にこう言う判断を下して先に行くのは、技術に対する意識の問題を考える折角の機会を失うことになり、残念だがいまのところ仕方がない。

参考文献

- 1 沢田健吉“吉野川流域の古い土構造物(その1)”第34回土木学会中国四国支部学術講演会 昭和57年・“同(その2)”第35回土木学会中国四国支部学術講演会 昭和58年
- 2 掛川市史編纂委員会“掛川市史資料集 近世編(2)”掛川市役所 昭和57年
- 3 佐々木潤之介“日本の歴史15 大名と百姓”中公文庫 昭和49年
- 4 農林省農林水産技術会議他“戦後農林技術発達史 第一巻”農林統計協会 昭和46年
- 5 羽山久男“吉野川下流平野における微地形と農業水利について(その1)”高校地歴第8号 1972
- 6 沢田健吉“吉野川の歴史(その5)徳島の地方新聞にみる明治年間の治水動勢”第5回日本土木史研究発表会論文集 昭和60年
- 7 天野雅敏“阿波藍経済史研究 近代移行期の産業と経済発展”吉川弘文館 1986

なお原資料に近いもので、本文中にその所在を記述出来たものは、ここで再録するのを省略させてもらう。